

2020年7月20日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止ガイドライン ～合唱団の練習・演奏会の再開に向けて～

兵庫県合唱連盟

1. はじめに

私たちが営む合唱活動は、その練習過程や演奏家において、長時間にわたる室内での発声を行うことが前提であるため、新型コロナウイルスの感染対策に細心の注意を必要とします。既に政府や音楽関係団体、合唱連盟等の団体により、多くのガイドラインが示され、医学的な検証も国内外の専門機関にて進められています。私たちはそれらの指針や検証をもとに、実際の感染リスクと向き合いながら、変遷していく社会での様子を観察しつつ、客観的に許容される行動様式を見極め、行動していく必要があります。本ガイドラインが、合唱団の皆さんの安心・安全な合唱活動再開の指針となることを願っています。

2. 合唱練習におけるガイドライン

合唱団の合唱練習の実施にあたり、以下を検討し防止策を講じます。

1) 合唱練習を行う利用施設が定める利用方針*に従います。

*それぞれの利用施設が準拠する「学校の新しい生活様式（令和2年6月16日制定）」（文部科学省）、
「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日制定）」（公益社団法人全国公民館連合会）等を必要に応じて勘案します。

2) あわせて、合唱練習において以下の管理を行います。

① 練習参加時の対応 ～感染持ち込み防止のために～

・練習参加の判断

- －発熱などの症状があり、体調が万全でない団員は、練習参加を見合わせます。
- －過去14日以内に体調不良、新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触その他感染が疑われる団員は、あわせて練習参加を見合わせます。

・体温測定・手指消毒

- －団員は練習参加の事前に体温測定して体調の管理を行い、手指消毒を徹底します。

・練習会場の管理・設営

- －練習会場にはアルコール消毒液などの手指消毒材を配置し、定期的な換気を行うな

どの感染予防対策を講じます。(機械換気が徹底されている施設では、換気が不要な場合があります)

- －練習参加人数は、練習会場施設の収容定員のおおむね 50%以下の人数を目安にします。(例：練習室(100名定員)の場合：50名まで)
- －椅子・備品の設置等、練習会場の設営にあたっては設営者を限定し、設営者はマスクを着用、咳エチケットを実践し、設営後には手洗い・手指消毒を行います。
- －練習会場設営後には、椅子・備品などを必要に応じて消毒します。
- －あわせて、公園など演奏が認められる屋外施設についても、近隣住居への騒音に配慮したうえで利用を検討します。

② 練習時の対応 ～感染拡散防止のために～

・マスク／フェイスシールド等の着用

- －練習参加者は全員、マスク、フェイスシールド等の飛沫感染予防対策を行います。咳エチケットについても注意喚起し、実践します。

・ソーシャルディスタンスの確保

- －練習参加者は、ソーシャルディスタンス*の確保に努めます。あわせてパーティションの活用、対面練習の回避など、濃厚接触を避ける対応を行います。

*前後2m以上、左右1m以上

- －休憩時間中においてもマスクを着用し、団員との会話にあたっては、ソーシャルディスタンスの確保に努めます。
- －特に、練習開始前・終了後の会場の出入口、休憩時のトイレ等では密集が発生するリスクが高いため、注意をします。

・練習時間

- －連続した練習時間は30分以内とし、休憩時間には5分以上の換気を確保します。

・配布物等

- －楽譜、プリント等の配布物については手渡しを避け、複数で共有しないものとします。

③ 練習参加者管理 ～感染時対応のために～

・名簿管理

- －感染者の発生に備え、毎回の練習参加者をチェックし、要請があった場合、練習参加者全員の名簿(氏名・住所・連絡先)が直ちに提出できる体制を構築します。

④ 感染発生時対応

・体調不良者の隔離

- －練習中に体調が悪くなった練習参加者が出た場合は、別室に隔離し、必要に応じて速やかに医療機関、保健所に連絡し指示を受けます。
- －対応者は、マスクや手袋等を着用の上、二次感染防止に心がけます。

3) 施設から求められた場合は、上記の内容を網羅する誓約書を合唱団代表者名で利用施設宛に提出します。

3. 合唱演奏会におけるガイドライン

合唱団の合唱演奏会の開催にあたり、以下を検討し防止策を講じます。

1) 合唱演奏会を行う利用施設の定める利用方針*に従います。

*それぞれの利用施設が準拠する「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日制定、同5月25日改訂）」（公益社団法人全国公民館連合会）等を必要に応じて勘案します。

2) あわせて、合唱演奏会の開催において以下の管理を行います。

① 演奏会参加時の対応 ～感染持ち込み防止のために～

・演奏会参加の判断

- －発熱などの症状があり、体調が万全でない場合は、主催者・利用者については演奏会参加を見合わせ、来場者については来場をお断りします。

・体温測定・手指消毒

- －主催者・利用者・来場者は、来場の事前に体温測定して体調の管理を行い、手指消毒を徹底します。

・演奏会会場の管理

- －演奏会会場にはアルコール消毒液などの手指消毒材を配置し、定期的な換気などの感染予防対策を講じます。（機械換気が徹底されている施設では、換気が不要な場合があります）
- －来場者数は、演奏会施設の収容定員のおおむね50%以下の人数を目安にします。（例：ホール（1,000名定員）の場合：500名まで）

② 演奏会での対応 ～感染拡散防止のために～

・マスク／フェイスシールド等の着用

- －主催者・利用者・観客は全員、マスク、フェイスシールド等の飛沫感染予防対策を行

います。咳エチケットについても注意喚起し、実践します。

－演奏時のマスクは、演奏上又は表現上の問題を勘案して適宜判断します。

・ソーシャルディスタンスの確保

－主催者・利用者・観客は、演奏会場内の舞台裏、控室、舞台での演奏者の配置ならびに座席配置において、ソーシャルディスタンスの確保（同居の親族等を除く）に努めます。舞台と客席の間隔は十分とれるように配慮します。*前後2m以上、左右1m以上

－特に入館・退館時の会場の出入り口、会場内のトイレ等では密集が発生するリスクが高いため、来場者への周知、口頭での注意喚起を行い、ソーシャルディスタンスの確保に努めます。

・観客との接触の回避

－利用者と観客の接触はできるだけ控え、観客からのプレゼント、花束、楽屋等での面会、演奏会後の打ち上げ等は行なわないものとします。

③ 演奏会参加者管理 ～感染時対応のために～

・名簿管理

－感染者の発生時に備え、要請があった場合、演奏会参加者全員の名簿（氏名・住所・連絡先）が直ちに提出できる体制を構築します。

・接触確認アプリ

－必要に応じて、演奏会参加者に接触確認アプリのインストールを促します。

④ 感染発生時対応

・体調不良者の隔離

－演奏会もしくはリハーサル中に体調を崩した観客、演奏会参加者が出た場合は、別室に隔離し、必要に応じて速やかに医療機関、保健所に連絡し、指示を受ける。

－対応者はマスクや手袋等を着用の上、二次感染防止に心がける。

3) 演奏会会場等から求められた場合は、上記の内容を網羅する誓約書を、合唱団代表者名で演奏会会場等宛に提出します。

以 上